

福岡市落書き消し活動に対する支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が自主的に行う落書き消し活動に対し、予算の範囲内において支援することに関し必要な事項を定めることにより、犯罪の抑止や良好な都市環境の維持、改善を図ることなどを通じ、市民のモラル・マナーの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）第4条第4号に規定する落書きをいう。
- (2) 商店街 本市内の商店街及びその連合体であって、かつ、福岡市中小企業振興条例（昭和48年福岡市条例第21号）第2条第2号に規定する協同組合等に該当するものをいう。
- (3) 市民団体等 自治協議会、自治会、町内会、商店街その他の公共的団体又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及びこれらに類する団体であって、概ね5人以上で構成されるものをいう。

(支援の内容)

第3条 市は、落書き消し活動を行う市民団体等に対し、当該活動に必要な物品の提供を行うものとする。

- 2 前項に規定する支援を受ける場合の内容については、別表に定めるとおりとする。
- 3 市民団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、第1項に規定する支援を受けることができない。
 - (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人その他の団体であって、その役員のうち暴力団員がいるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者又はこれに類する法人

(支援の対象となる活動等)

第4条 この要綱による支援を受けることができる活動は、市内に書かれた落書きを自主的に消去する活動とし、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 一定の区域内に書かれた落書きの大部分を消去すること。
 - (2) 同一日の概ね8時間以内で終了する程度の作業量及び参加者数であること。
 - (3) 営利性、宗教性及び政治性を有さず、かつ、公の秩序及び善良な風俗に反しないこと。
 - (4) 落書き消し活動を行おうとする工作物等の管理権原を有する者が、当該落書き消しについて承諾していること。
 - (5) 作業責任者を定める等により、作業上及び健康上の安全が配慮されていること。
 - (6) 次条の規定による支援の申請を行った日の属する年度内において行われること。
- 2 市長は、やむを得ない事由があると認めた場合に限り、前項第1号及び第2号に規定する要件について斟酌することができる。

(支援の申請)

第5条 この要綱による支援を申請しようとする市民団体等（以下「申請団体」という。）は、消去活動を予定する日の概ね1ヵ月前までに、落書き消し活動に対する支援申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支援の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、活動内容について、第4条に規定する活動に該当するか審査し、支援すべきものと決定した場合は、落書き消し活動に対する支援決定通

知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、支援を行わないと決定した時は、申請団体に理由を付して落書き消し活動に対する支援不承認決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請団体は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容に不服があり申請を取下げようとするときは、落書き消し活動に対する支援申請取下書（様式第4号）により申請の取下げをすることができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、支援決定を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（活動内容の変更等）

第8条 支援の決定を受けた申請団体（以下「申請決定団体」という。）は、落書き消し活動の内容等を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、落書き消し活動に対する支援変更申請書（様式第5号）を、落書き消し活動の中止をしようとするときは、落書き消し活動に対する支援中止申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は、当初の活動主旨を大きく逸脱しない範囲内で、活動の目的及び支援の内容に変更がない場合に限る。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、支援を決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 市長が前項の規定により支援の決定を取り消すことができる場合は、虚偽の申請であることが判明した場合及び天災地変その他支援の決定後に生じた事情の変更により落書き消し活動の全部又は一部を継続することが困難となった場合とする。

（消去活動の実施）

第10条 支援決定団体は、法令の定め並びに支援の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって消去活動を行わなければならない。かつ、支援に係る物品を他の用途へ使用してはならない。

- 2 支援決定団体は、落書き消し活動の実施に当たり、作業責任者を定める等により、作業上及び健康上の安全を確保しなければならない。

（資材等の返還義務）

第11条 市長は、支援決定団体が次の各号に該当する場合は、決定した支援内容の一部、又は全部を取り消すとともに、提供を行った資材を返還させることができる。

- （1）支援決定団体が解散するか、又は実施予定日に特段の理由なく落書き消し活動を行わなかったとき。
- （2）虚偽の申請、又は不正な手段により、落書き消去用資材等の提供を受けたことが判明したとき。
- （3）落書き消し活動以外の目的に、提供を受けた資材を使用したことが判明したとき。
- （4）支援決定団体が、第15条第2項に定める市長の指示に従わない、又は指示に沿った対応ができないことが明らかになったとき。

（実施責任）

第12条 支援決定団体の落書き消し活動の実施に際して発生した事故については、支援決定団体がその責を負う。

（状況報告）

第13条 支援決定団体は、市長が必要と認めるときは、落書き消し活動の実施の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(消去活動の実施等の指示)

第14条 市長は、前条の規定による報告等により、落書き消し活動が支援の決定の内容又はこれに付した条件に従って実施されていないと認めるときは、支援決定団体に対し、これらに従って消去活動を実施すべきことを指示するものとする。

(実績報告等)

第15条 支援決定団体は、落書き消し活動が完了したときは、落書き消し活動に対する実績報告書(様式第2号)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、落書き消し活動の成果が支援の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、落書き消し活動の成果が支援の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該消去活動につき、これに適合させるための措置をとるべきことを支援決定団体に指示することができる。

(補則)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	種別
物 品	溶剤 たわし ウエス 軍手 その他市長が認める物品

落書き消し活動に対する支援申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者職・^{フリガナ}氏名

性別

生年月日

電話番号

福岡市落書き消し活動に対する支援に関する要綱に基づき、落書き消し活動に必要な資材等の支援を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 実施期間 年 月 日 時 分頃
～ 年 月 日 時 分頃

2 実施エリア 区 丁目 番付近
(地図などの上に実施エリアを明確に示したものを添付してください。)

3 作業責任者
連絡先電話

4 参加予定者 名

5 実施エリア内における落書き概数※ (箇所)
(※およそ1.5m四方内(腕を広げた範囲程度)の落書きは、複数であっても1箇所として計算してください。)

支援要件 (一部)	(1) 営利性、宗教性及び政治性を有さず、かつ、公の秩序及び善良な風俗に反しないか。	はい・いいえ
	(2) 落書きがされている建物等の管理者等が、当該落書きを消すことについて承諾しているか。	はい・いいえ

※申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの支援からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

落書き消し活動に対する支援決定通知書

市防交第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった落書き消し活動について、下記のとおり支援することに決定したので通知します。

資材等の名称	数量

※裏面【支援の条件】を参照してください。

年 月 日

落書き消し活動に対する実績報告書（支援決定団体用）

住所
団体名
代表者職・氏名

落書き消し活動に対する支援が完了したので、福岡市落書き消し活動に対する支援に関する要綱第15条の規定により報告します。

実施日時： 年 月 日 時 分頃
～ 年 月 日 時 分頃

参加者数： 名

※活動終了後に、活動内容が分かる写真の写しと併せてFAX等で送付してください。

【支援の条件】

- 法令の定め並びに支援の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって落書き消し活動を行い、かつ、支援に係る物品及び役務を他の用途へ使用しないこと。
- 落書き消し活動の実施に当たり、作業責任者を定める等により、作業上及び健康上の安全を確保すること。
- 落書き消し活動の実施に際して発生した事故については、申請者がその責を負う。

(様式第3号)

市防交第 号
年 月 日

様

福岡市長

落書き消し活動に対する支援不承認決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった落書き消し活動について、下記のとおり不承認としましたので通知します。

【不承認の理由】

落書き消し活動に対する支援申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付市防交第 号にて通知のあった落書き消し活動の支援決定について、
福岡市落書き消し活動に対する支援に関する要綱第7条の規定により申請を取り下げます。

- 1 決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

落書き消し活動に対する支援変更申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付市防交第 号で支援決定の通知を受けた落書き消し活動
について変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 実施期間 年 月 日 時 分頃
～ 年 月 日 時 分頃

2 実施エリア 区 丁目 番付近
(地図などの上に実施エリアを明確に示したものを添付してください。)

3 作業責任者
連絡先電話

4 参加予定者 名

5 実施エリア内における落書き概数※ (箇所)

(※およそ1.5m四方内(腕を広げた範囲程度)の落書きは、複数であっても1箇所として計算してください。)

落書き消し活動に対する支援中止申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付市防交第 号にて通知のあった落書き消し活動の支援決定について、
福岡市落書き消し活動に対する支援に関する要綱第8条の規定により中止の承認を申請します。

1 中止の理由